

現場代理人及び主任技術者の制度の変更について

令和4年1月4日

1. 現場代理人及び主任技術者の兼務制限の緩和について

請負代金額が 3,500 万円以上（建築一式工事においては 7,000 万円以上）の建設工事に配置する主任技術者・現場代理人は、災害復旧工事を含む場合、密接な関係があり、すべての工事箇所の間隔が 25 km 程度の公共工事であれば、5 件まで兼務を認めることとします（災害復旧工事を含む場合は、同一市町要件を求めません。）。本件は、令和4年1月4日以降に公告する案件（随意契約の場合は、令和4年1月4日以降を契約日とする案件）から適用します。

2. 今回の改正箇所（表中の網掛け部分です。）

契約金額（税込）	現場代理人※2	主任技術者・監理技術者
3,500 万円以上 ※1	兼務不可 ※ただし関連工事は2件まで兼務可能 （災害復旧工事を含まない場合は、工事箇所間隔が 10km 以内） (監理技術者制度運用マニュアルに準じる)	同左
	※3 災害復旧工事を含む場合は、密接な関係があり、全ての工事箇所の間隔が 25 km 程度の公共工事に限り 5 件以内（ただし、監理技術者の場合は兼務不可） ※兼務申請書の提出が必要。	同左
3,500 万円未満 500 万円以上 ※1	3 件まで 兼務する全ての工事が直線で 10km 以内 ※兼務届出書の提出が必要。 《災害復旧工事の場合》※4 ・件数に制限なし。 ・三原市内であれば距離制限なし。 ・兼務届出書の提出は不要。	3 件まで 兼務する全ての工事が三原市内 ※兼務届出書の提出が必要。 《災害復旧工事の場合》※4 ・件数に制限なし。 ・兼務届出書の提出は不要。
500 万円未満 ※1	件数に制限なし 配置する全ての工事が三原市内	件数に制限なし 配置する全ての工事が三原市内

※1 建築一式工事の主任技術者等に限る、500 万円→1,500 万円、3,500 万円→7,000 万円と読み替えること。

※2 工事を担当している現場代理人を別の工事の主任技術者として配置する場合は、主任技術者として担当する現場を含めて現場代理人の配置要件に従うものとする。また、現場代理人は、必ずいずれかの現場に常駐しており、1 日ですべての現場を見て回り、監督員と常時連絡が取れる体制であること。

※3 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。兼務するには、「専任配置の免除に係る現場代理人・主任技術者等兼務申請書」を提出すること。

※4 災害復旧工事について 3,500 万円未満の工事について距離制限と兼務制限を設けないとする措置は、平成 30 年 7 月豪雨災害に起因する臨時的措置であり、当面の間継続します。

3. 営業所の専任技術者，経營業務の管理責任者の配置について

営業所の専任技術者，経營業務の管理責任者の受注可能な件数は次のとおりです。

契約金額（税込）	現場代理人	主任技術者
3,500 万円以上	配置不可	配置不可
3,500 万円未満		3 件まで配置可能

※以下の要件を満たすこと。

- ・当該営業所において，請負契約が締結された建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら，実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。（概ね半日で現場の職務を終え，営業所へ帰着することができる範囲であること。）
- ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

※営業所の専任技術者，経營業務の管理責任者を主任技術者として配置する場合には「営業所の専任技術者等の配置に関する誓約書」の提出を必要とします。